

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定により
あらかじめお客様にお渡しするものです。

**お取引にあたっては、この書面を十分にお読みいただき
ご理解のうえ、ご契約くださいますようお願いいたします。**

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・株式、優先出資証券を当社の口座でお預かりする場合には、次ページに記載の保護預り口座管理料をいただきます。ただし、当社が定める次ページに記載の条件を満たした場合は、保護預り口座管理料を無料といたします。
- ・外国証券(円建て債券及び国内の金融商品取引所に上場されている海外ETFを除きます。)をお預かりする場合には、次ページに記載の外国証券取引口座管理料をいただきます。ただし、当社が定める次ページに記載の条件を満たした場合は、外国証券取引口座管理料を無料といたします。
- ・上記のほか、株式、優先出資証券、投資証券、ETFを他社へ口座振替する場合は次ページに記載の株式等の口座振替手続料をいただきます。
- ・上記以外の有価証券や金銭のお預かりについては、料金をいただけません。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。株式、優先出資証券、外国証券(円建て債券及び国内の金融商品取引所に上場されている海外ETFを除きます。)をお預かりする場合は、口座管理料が必要となります。また、株式、優先出資証券、投資証券、ETFを他社へ口座振替する場合は口座振替手続料が必要となります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいたうえで、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券総合取引約款に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです)は、この契約は解約されます。

- ・お客様から解約のお申し出があった場合
- ・この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

保護預り 口座管理料	<p>1口座あたり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年を計算期間とする場合 3,300円 ・3年を計算期間とする場合 7,920円 <p>※個人のお客様は、岡三の証券総合口座を開設している場合、または株式会社岡三証券グループ株式を当社に寄託している場合は保護預り口座管理料を無料とします。</p> <p>※法人のお客様は、保護預り口座管理料を無料とします。</p>																						
外国証券取引 口座管理料	<p>1口座あたり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年を計算期間とする場合 3,300円 ・3年を計算期間とする場合 7,920円 <p>※個人のお客様は、岡三の証券総合口座を開設し、かつ株式会社岡三証券グループ株式を当社に寄託している場合は、外国証券取引口座管理料を無料とします。</p> <p>※法人のお客様は、株式会社岡三証券グループ株式を当社に寄託している場合は、外国証券取引口座管理料を無料とします。</p>																						
株式等の 口座振替手続料	<p>1銘柄あたり</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">・ 1売買単位以下の場合</td> <td style="width: 10%;">1,100円</td> </tr> <tr> <td>・ 2売買単位以下の場合</td> <td>1,650円</td> </tr> <tr> <td>・ 3売買単位以下の場合</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>・ 4売買単位以下の場合</td> <td>2,750円</td> </tr> <tr> <td>・ 5売買単位以下の場合</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>・ 6売買単位以下の場合</td> <td>3,850円</td> </tr> <tr> <td>・ 7売買単位以下の場合</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>・ 8売買単位以下の場合</td> <td>4,950円</td> </tr> <tr> <td>・ 9売買単位以下の場合</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>・ 10売買単位以下の場合</td> <td>6,050円</td> </tr> <tr> <td>・ 10売買単位超の場合</td> <td>一律6,600円</td> </tr> </table> <p>※複数の銘柄を口座振替する場合、銘柄ごとの売買単位数に応じた手続料をいただきます。</p>	・ 1売買単位以下の場合	1,100円	・ 2売買単位以下の場合	1,650円	・ 3売買単位以下の場合	2,200円	・ 4売買単位以下の場合	2,750円	・ 5売買単位以下の場合	3,300円	・ 6売買単位以下の場合	3,850円	・ 7売買単位以下の場合	4,400円	・ 8売買単位以下の場合	4,950円	・ 9売買単位以下の場合	5,500円	・ 10売買単位以下の場合	6,050円	・ 10売買単位超の場合	一律6,600円
・ 1売買単位以下の場合	1,100円																						
・ 2売買単位以下の場合	1,650円																						
・ 3売買単位以下の場合	2,200円																						
・ 4売買単位以下の場合	2,750円																						
・ 5売買単位以下の場合	3,300円																						
・ 6売買単位以下の場合	3,850円																						
・ 7売買単位以下の場合	4,400円																						
・ 8売買単位以下の場合	4,950円																						
・ 9売買単位以下の場合	5,500円																						
・ 10売買単位以下の場合	6,050円																						
・ 10売買単位超の場合	一律6,600円																						

※上記金額は消費税相当額を含みます。

当社の概要	
商 号	岡三証券株式会社
本 店 所 在 地	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号 〒103-8278 東京都中央区日本橋一丁目17番6号
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人日本暗号資産取引業協会
指 定 紛 争 解 決 機 関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
当 社 の 概 要	設立年月 2003年4月 主な事業 金融商品取引業 資 本 金 50億円(2003年10月1日現在) 連 絡 先 岡三コンタクトセンター0120-390603またはお取引のある支店に ご連絡ください。